

日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律第五章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関する省令案参照条文

○ 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第二十七号）（抄）

（請求のあつせんの申請）

第十五条 特殊海事損害（協定第二十三条第六項(c)に規定する損害であつて同条第五項の規定の適用を受けないものをいう。）を被った日本国民又は日本国法人は、防衛省令で定めるところにより、その被った損害について英国に対して行う賠償の請求のあつせんを防衛大臣に申請することができる。

○ 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律施行令（令和五年政令第二百五十六号）（抄）

（訴訟の援助の申請等）

第一条 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律（以下「法」という。）第十七条第一項に規定する訴訟（以下「訴訟」という。）についての同項の規定による援助（以下「訴訟の援助」という。）を受けようとする者は、防衛大臣にその旨を申請しなければならない。

2 防衛大臣は、前項の規定による申請があつたときは、次条及び第三条の規定に従い、訴訟の援助を行う。

（償還金の支払の猶予等の申請等）

第四条 法第十八条ただし書の規定により償還金の支払の猶予又は立替金の償還の免除を受けようとする者は、防衛大臣にその旨を申請しなければならない。

2 防衛大臣は、前項の規定による申請があつたときは、次条から第九条までの規定に従い、法第十八条ただし書の規定により償還金の支払の猶予又は立替金の償還の免除を行う。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、法の施行の日から施行する。

2 （略）